

池田町民間賃貸住宅建設促進事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田町内に賃貸住宅を建設する者（以下「住宅建設者」という。）に対して、建設費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、良質な賃貸住宅の建設を促進し、町民の住環境の向上と移住・定住人口の確保及び地域経済の活性化を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「賃貸住宅」とは、賃借人が賃貸人との契約に基づいて入居する住宅であって、次の各号のいずれの要件にも該当するものをいう。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合するものであること。
- (2) 新築の戸建て又は共同住宅であること。
- (3) 2LDK以上の間取りであること。
- (4) 各戸に玄関、便所、浴室、台所及び給湯設備が設置されていること。
- (5) 住戸1戸当たり専用物置が確保されていること。
- (6) 住戸1戸当たり専用駐車スペースが1台分以上確保されていること。
- (7) 組立式仮設住宅でないもの

(交付対象)

第3条 補助金の対象となる住宅建設者は、賃貸住宅を建設する個人又は法人で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 戸建て2戸以上又は1棟あたり2戸以上の共同住宅の賃貸住宅を建設する者
- (2) 市区町村税の滞納その他、町に対する債務の不履行がない者
- (3) 賃貸住宅建設前で当該年度内に賃貸住宅を竣工できる者
- (4) 過去にこの要綱による補助金を受けていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者
- (6) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行なう団体等に所属していない者

2 補助金の対象となる賃貸住宅は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 池田町準工業地域及び工業地域を除く池田町公共下水道区域（別図1）又は、池田町旧高島簡易水道区域（別図2）に建設すること。
- (2) 補助事業が完了した日から10年間（以下「管理期間」という。）、賃貸住宅に供すること。
- (3) 個人が建設する賃貸住宅にあつては、当該個人又は当該個人の2親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (4) 法人が建設する賃貸住宅にあつては、当該法人の役員及び当該役員の2親等以内の親族を入居させるためのものでないこと。
- (5) 公共事業等により補償を受けて新築するものでないもの。

(補助金の交付の額)

第4条 補助金の交付の額は、賃貸住宅の延べ床面積（建築基準法に基づく床面積とする。ただし、共同住宅で当該住宅を管理する者が専用する面積、地下物置、車庫その他居住の主たる用途に供され

ない面積及び本屋から独立した建物等を除く。)に、別表に定める区分に応じて同表に定める単価を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の条件)

第5条 賃貸住宅の空き部屋については、池田町住情報ステーションへの登録を義務づけるものとする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りではない。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付申請及び決定については、池田町補助金等交付規則（平成2年池田町規則第34号。以下「交付規則」という。）による。

2 補助金の交付申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付規則第6条に定める交付申請書（以下「交付申請書」という。）に次の関係書類を添えて、当該年度の4月1日から5月20日（以下「受付期間」という。）までに町長へ提出しなければならない。ただし、当該受付期間における補助金の交付決定額が当該年度の予算額を下回った場合は、町長は別に受付期間を定めることができる。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 建物の位置図（縮尺20,000分の1以上）
- (3) 建物の配置図（縮尺300分の1以上）
- (4) 建物の平面図、立面図（縮尺100分の1以上）
- (5) 建物の設備仕様書
- (6) 延べ床面積求積図（補助金算定基礎求積図）
- (7) 建物の工事見積書
- (8) 個人の場合は、個人情報調査承諾書（別記様式第2号）
- (9) 法人の場合は、直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
- (10) その他町長が認める書類

3 町長は、受付期間終了後に交付規則第7条の規定に基づきその内容を審査し、交付しないと決定したときは、補助金不交付通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

4 町長は、予算の範囲を超えて交付申請書を受理したときは、別に定める交付決定の優先順位のとおり、交付決定をする者を選定するものとする。

5 賃貸住宅建設の工事着手については、交付規則第7条の規定に定める交付決定後でなければならない。

6 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、交付規則第14条に定める実績報告書に次の関係書類を添えて、当該交付決定を受けた年度の末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第4号）
- (2) 建物完成図
- (3) 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- (4) 工事写真（着工前・工事中・完成）
- (5) 土地及び建物の表示に関する不動産登記法第119条の規定による登記事項証明書
- (6) その他町長が必要と認める書類

(施工時の確認等)

第7条 町長は、当該事業を適正に遂行するため、賃貸住宅の建設工事の状況等を関係職員により施

工の現場において確認又は指導することができる。

- 2 補助事業者は、当該事業の遂行の状況等に関し、町から要求があったときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(努力義務)

第8条 補助事業者は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適な賃貸住宅を整備するよう、「北方型住宅建設基準」(独)北海道立総合研究所)、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」(北海道)、「北海道子育て支援住宅推進方針」(北海道)、「子育てに配慮した住宅のガイドブック」(東京都)等を参考に賃貸住宅を整備するよう努めるものとする。

(地位の承継)

第9条 補助事業者が、管理期間中であって、次の各号に掲げる事由に該当した場合は、当該各号に定める者が地位承継承認申請書(別記様式第5号)を町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 個人である補助事業者が死亡した場合 その相続人
- (2) 法人である補助事業者が合併等をした場合 合併等により設立された法人
- (3) 補助事業者が賃貸住宅を譲渡した場合 その譲受人

- 2 町長は、前項の規定による申請を承認したときは、地位承継承認通知書(別記様式第6号)により通知するものとする。

(調査、報告等)

第10条 補助事業者は、管理期間中であっては、第3条第2項第3号及び第4号の規定が遵守されていることを確認するため、毎年5月1日現在の入居者等調査表(別記様式第7号)を同月の末日までに町長に提出しなければならない。

(補助期間)

第11条 補助を行う期間は、令和4年度から令和6年度までとする。

(その他)

第12条 その他の事項については、交付規則及び池田町補助金等交付基準(平成16年制定)に基づき処理するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。